

高梁市軽度生活援助事業実施要領

平成 25 年 12 月 13 日
要領第 3 号
改正 平成 27 年 3 月 3 日 要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高梁市老人福祉対策事業実施要綱(平成 16 年高梁市告示第 20 号。以下「要綱」という。)に基づく、高梁市軽度生活援助事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称)

第 2 条 この事業の名称は、高梁市ちょこっとお助けサービス事業(以下「事業」という。)という。

(事業の内容)

第 3 条 この事業は、日常生活を営むのに支障のある高齢者に、次に掲げるサービスであって介護保険サービスにはないサービス(以下「サービス」という。)を提供するものとする。

- (1) 食事・食材の確保(食材の買い物・宅配の手配など)
- (2) 外出時の援助(散歩の付き添いなど)
- (3) 助言(健康管理など)
- (4) 寝具類等大物の洗濯・日干し・洗濯物搬出入
- (5) 家周りの手入れ(丹羽・池垣・庭木など)
- (6) 軽微な修繕
- (7) 屋内の大掛かりな整理・整頓
- (8) 多少目が不自由な方に代筆・朗読等のサービス
- (9) 台風等自然災害への防備、雪下ろし又は除雪

2 サービスの提供は、市の決定に基づき適切な実施に努めるものとする。

(対象者)

第 4 条 対象者は、市内に住所を有し、現に居住しているおおむね 65 歳以上の者(以下「高齢者」という。)で一人暮らし、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の高齢者であって、日常生活上の援助が必要と認められた者とする。

(利用申請)

第 5 条 サービスを利用しようとする者は、要綱に定める老人福祉対策事業利用(変更)申請書を市へ提出するものとする。

(基準単価)

第 6 条 基準単価は、1 時間当たり 1,050 円以内とする。

(利用料)

第 7 条 利用者は、基準単価から算出した事業費の 1 割を請求に基づき納入するものとする。ただし、材料代及び道具代等は自費とする。

(経理)

第 8 条 事業に係る会計を他の事業と区別し、管理するものとする。

(事業の推進)

第 9 条 事業の実施にあたっては、広く住民の理解を求め、積極的な協力が得られるよう周知に努めるものとし、保健福祉関係機関と密接な連携を保ち、事業の円滑な実施に努めるものとする。

附 則(平成 25 年要領第 3 号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年要領第 1 号)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。